

Ⅱ-1 幼児教育・保育の無償化に係る財源負担

提出先 こども家庭庁、文部科学省

【提案項目】

幼児教育・保育の無償化の財源負担において、地方負担分が地方消費税増収分を超過した場合の地方交付税不交付団体への対応について、特例交付金の継続などの財源措置を検討すること。

【提案理由等】

幼児教育・保育の無償化に係る地方負担について、国は、地方消費税増収分を超える分は地方交付税で補填するとしているが、地方交付税不交付団体は補填を受けられない。このため、特に市町村が全額負担するとされた公立施設(保育所・幼稚園・認定こども園)を多く抱える不交付団体からは、市町村の財政を圧迫することを懸念する声が上がっており、特例交付金の継続などによる財源措置を検討する必要がある。

区分		負担割合		
		国	都道府県	市町村
＜新制度＞保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4
	公立	-	-	10/10
＜新制度未移行＞私立幼稚園		1/2	1/4	1/4
認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポートセンター・病児保育事業・幼稚園預かり保育				

令和7年度地方交付税不交付団体

川崎市(21)、平塚市(8)、鎌倉市(4)、藤沢市(14)、厚木市(4)、海老名市(4)、寒川町(0)、箱根町(4)、愛川町(6)

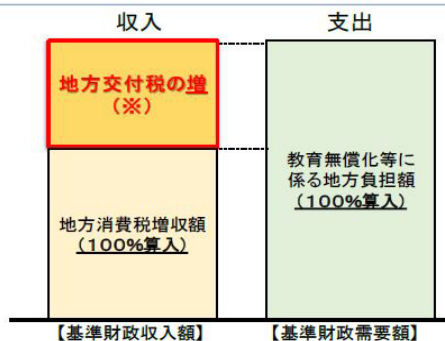
※ () は公立保育所・幼稚園・認定こども園の数。下線は全てが公立の地方自治体

「教育の無償化に関する国と地方の協議」(平成30年12月3日)資料1(抄)

教育無償化に係る地方財政計画及び地方交付税の対応

- 教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方消費税、地方交付税などの一般財源総額を増額確保。
- その上で、地方交付税による財源調整(下図)を行い、個々の団体に必要な財源を確保。

「地方消費税増収額」<「教育無償化等に係る地方負担額」の場合



※地方消費税増収額が教育無償化等にかかる地方負担額を上回る場合は、地方交付税の減要因となる。
また、当該年度に交付される地方交付税の額は、教育無償化以外の事由によっても変動する。

Ⅱ-2 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

提出先 子ども家庭庁、文部科学省

【提案項目】

子ども・子育て支援新制度では、私立幼稚園等の利用者に対する給付について当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられていることから、速やかにこの経過措置を廃止すること。

【提案理由等】

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前児童の教育・保育を保障するため、公的給付を行うこととし、国がその2分の1を負担することが原則となっている。しかし、私立幼稚園等の利用者に対する給付についてのみ、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられているが、原則どおり、国が責任を持って財源負担すべきである。

Ⅱ-3 財政力指数に応じた国庫補助率の設定の見直し

提出先 こども家庭庁

【提案項目】

子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の補助事業における自治体の財政力指数に基づく補助率の変更について、財政力指数により補助率に差を設けることは事業の趣旨になじまないことから、改正前の補助率に復元すること。

【提案理由等】

国の予算において、子ども・子育て支援交付金の利用者支援事業費補助及び保育対策総合支援事業費補助金の都市部における保育所等への賃借料等支援事業等の補助事業において、財政力指数1.0を超える自治体の国庫補助率が引き下げられた。

その結果、財政力指数1.0を超える市町村に関しては、県や市町村の負担割合が増加することとなった。

これらの補助事業は、保育の「量と質」の課題へ対応するため、財政力に関わらず実施しなければならない取り組みであり、とりわけ都市部においては、保育施策に対する需要は増加を続け保育所等入所待機児童が未だ解消されない状況がある。

財政力指数による補助率の変更は、保育施策における「量と質」の課題の対応への強いブレーキとなる恐れがあることから、改正前の補助率に復元されることが適当である。

利用者支援事業

	改正前	改正後
国	2／3	1／2
県	1／6	1／4
市	1／6	1／4

都市部における保育所等への賃借料等支援事業

	改正前	改正後
国	9／20	1／3
市	3／10	5／12
事業者	1／4	1／4

Ⅱ-4 保育施設の紙おむつ処分経費に対する支援

提出先 こども家庭庁

【提案項目】

国が推奨を求める保育施設での紙おむつ処分に係る経費について、相応の財政措置を講じること。

【提案理由等】

国において、保育所等で使用済み紙おむつの処分を行うことを推奨する方針が示されており（令和5年1月23日付事務連絡）、本県もその方針に則り予算計上しているが、この方針に対応するための国庫補助制度、地方財政措置が講じられていない。国が推奨する事業を地方公共団体が事業実施する場合は、相応の財政措置を講じるべきである。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課）

Ⅱ-5 安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

提出先 こども家庭庁

【提案項目】

市町村が妊娠・出産・子育てに係る電子申請・届出に対応する取組を進めるに当たっては、構築費用だけではなく運用時の費用もボトルネックとなるため、プラットフォームを新規で構築する際だけでなく、運用時の費用に対しても財政的な支援をすること。

【提案理由等】

国が行政手続きの電子化を進める中、電子申請・届出を行うためのプラットフォームを構築できていない市町村が存在するため、国民は電子申請・届出手続きを一部しかできないのが現状である。

子育てに係る手続きについても電子申請・届出できないものが多く、子育て世帯の負担軽減のために、各市町村が子育て等に必要手続きについて、電子申請・届出のプラットフォームを構築及び運用することが急務である。

Ⅱ-6 放課後子ども教室に係る補助の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

放課後子ども教室の継続及び拡充のため、次の措置を講じること。

- 1 取組の拡大を可能とする財政措置の拡充
取組を実施する市町村が必要とする国庫補助額を交付すること。
- 2 補助要件等を変更する場合における十分な準備期間の確保
補助要件等を変更する場合は市町村が十分な準備期間を確保できるよう時間的余裕をもって周知を行うこと。

【提案理由等】

放課後子ども教室は、放課後や週末等の子どもの安全・安心な活動拠点を確保し、地域住民の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動を行う重要な取組と考えており、本県では平成19年度から市町村への支援を実施している。

本県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」、こども基本法に基づく県のこども計画等として位置付けている「かながわ子ども・若者みらい計画」等にも本取組を位置付けて実施を促進しており、実施市町村、実施箇所ともに増加してきている。

実施意向の高まりに伴い、市町村からの補助金の拡充に関する要望も大きくなっている。

- 1 本取組は国1/3、県1/3、市町村1/3の負担率で実施することとなっているが、本県では令和7年度の国庫補助希望額に対する交付決定額が8割強にとどまっている。そのため、市町村の実施意向に対応した額を交付する必要がある。
- 2 こども家庭庁と文部科学省が示した「放課後児童対策パッケージ2026」は令和8年度に集中的に取り組むべき内容を示しているが、令和9年度以降の事業のあり方等が不確定となっている。

要綱の改正や、補助要件の付加を直前になって行うことは、実施主体である市町村や委託先の現場に負担をかけることから、早期の周知を行い、十分な準備期間が確保できるよう措置を講じる必要がある。

Ⅱ-7 就学援助の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

義務教育における就学援助制度の円滑な実施を図るため、次の措置を講じること。

- 1 要保護児童生徒の就学援助制度の充実
要保護児童生徒の就学援助について、国は、引き続きその経費の2分の1を補助するとともに、就学援助の実態に応じた補助単価の引上げ等の制度の充実を図ること。
- 2 準要保護児童生徒の就学援助に係る財政措置
準要保護児童生徒の就学援助について、すべての市町村で同等の支援が行えるよう、国として必要な財政措置を講じること。
- 3 生活保護基準の見直しに伴う就学援助に係る財政措置
要保護・準要保護児童生徒の就学援助について、生活保護基準の見直しによる影響を受けることがないよう、市町村への十分な財政措置を講じること。
- 4 就学援助制度に係る対象拡大
児童・生徒の年齢にかかわらず、義務教育諸学校に在籍する者を就学援助制度の対象とすること。

【提案理由等】

就学援助制度は、義務教育の実施において、経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対して市町村が必要な援助を行い、要保護児童生徒については、国がその費用の2分の1を補助しているところであるが、より実効性を高めるためには、就学援助の実態に応じた援助費目の設定や補助単価の設定をはじめ、国による統一的な運用指針等を含めた制度の充実が求められる。

特に、準要保護児童生徒の就学援助については、平成17年度から国の補助が廃止され、地方財政措置される中で各市町村が単独で実施しているが、現状では市町村により援助費目や援助額が異なるなどの格差が生じているため、すべての市町村で同等の支援が行われるよう、国による十分な財政措置が必要である。

さらに、平成30年10月に生活保護基準の見直しが行われたが、就学援助にその影響が及ばないよう、特に、市町村が独自に実施している準要保護児童生徒の就学援助について、十分な財政措置が必要である。

また、本県では、県内市町村の3校において中学校夜間学級を設置し、学齢期に学校教育を受けることができなかった者に対する教育機会の確保に取り組んでいる。しかし、就学援助制度は、学校教育法第17条に規定する学齢（満十五歳に達した日の属する学年の終わり）までの児童生徒を対象としているため、大部分が成人である中学校夜間学級に在籍する生徒は、制度の対象外となっている。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、中学校夜間学級に在籍する生徒について、その年齢にかかわらず就学援助制度の対象とする必要がある。

(神奈川県担当課：教育局子ども教育支援課)

【提案項目】

地方の教育施策に柔軟に対応し、インクルーシブ教育を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 特別支援教育コーディネーターの定数改善

小・中学校等の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒や外国につながる児童・生徒などに必要な支援を充実させるため、その中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターについての教職員定数の改善を着実に実施すること。

2 特別支援教室構想の実現

障害者権利委員会の勧告の趣旨を踏まえ、小・中学校等に在籍する支援が必要な児童・生徒が、原則、通常の学級に在籍し、必要な時間にだけ、適切な指導を受けるようにする特別支援教室構想の実現に向けた措置を講ずること。

3 就学先決定に係る就学手続の変更

市町村教育委員会が個々の児童・生徒の就学先を検討する際に、都道府県教育委員会も会議等に参加し、就学先決定に対して関与できる制度を実現すること。

4 就学奨励費の高等学校への支給対象拡大

後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進し、障がいのある生徒の高等学校進学を促進するため、高等学校も就学奨励費の支給対象とする措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 校内支援体制の充実において中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターについて、本県では、平成16年度から積極的な養成に努めてきた。

そうした中で、本県独自の取組として、コーディネーターの担当する授業を代わりに受け持つ非常勤講師（後補充非常勤講師）を一部の小・中学校に配置した結果、コーディネーターを中心に、校内支援体制の構築等の具体的な取組が進み、高い成果が現れている。併せて、こうした成果を踏まえ、「フルインクルーシブ教育推進市町村」に指定した海老名市では、令和8年度から全ての小・中学校に後補充非常勤講師を配置し、生徒指導の重層的支援構造における第一層・第二層に重点を置いた校内支援体制の整備に市全体で取り組んでいる。

なお、愛川町では、外国につながる児童・生徒への支援の充実において中心的な役割を担う国際教育コーディネーターを校務として位置づけ、校内外の調整を行うなどの取組を行ってきた。

しかし、後補充非常勤講師の配置がない多くの小・中学校では、教員を充てることと

されているコーディネーターは、教科等指導や学級担任などの業務を担っているため、コーディネート業務を十分に行うことが困難な状況にある。インクルーシブ教育の推進に向け、多様な学びの場を整備することや、校内支援体制を充実させるため、教職員定数を改善し、人材を確保する必要がある。

- 2 令和4年9月9日の障害者権利委員会における勧告の趣旨を踏まえ、インクルーシブ教育を推進するためには、通常の学級において個々の児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援を進める必要がある。また、教育的ニーズのある児童・生徒に対しては、多様で柔軟な教育の場を提供することが重要である。

そのため、特別支援教室構想を実現し、すべての児童・生徒が通常学級に所属しつつ、必要な時間に、適切な指導を受けられる教育環境の整備に向けた人的・財政的な措置が必要である。

- 3 すべての児童・生徒が共に学ぶインクルーシブ教育を推進するため、就学先の決定に当たっては、保護者や専門家から意見を聴取し、総合的に判断することに加え、都道府県教育委員会からの意見を考慮し、市町村と連携する仕組みを制度化する必要がある。

- 4 後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進するためには、障がいのある生徒が中学校卒業後の進路選択をする場合に、特別支援学校だけではなく、高等学校も選択肢のひとつとしていく必要がある。現在の就学奨励費の制度では、高等学校は（視覚障がいのある生徒の「教科用図書購入費」以外は）対象となっていないが、高等学校への進学を選択した場合でも、保護者の経済的負担を軽減するため、高等学校に在籍する障がいのある生徒を就学奨励費の対象とする必要がある。

（神奈川県担当課：教育局インクルーシブ教育推進課、高校教育課、子ども教育支援課、特別支援教育課）

Ⅱ-9 公立学校における看護師等の配置

提出先 文部科学省

【提案項目】

公立学校において、医療的ケアの充実や地域のセンター的機能の強化を図るため、次の措置を講じること。

1 看護師等の配置

学校教育法施行規則で学校職員と位置付けられた医療的ケア看護職員については、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法において位置付けること。また、特別支援学校においては作業療法士、理学療法士等の専門職を学校教育法等に位置付け、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法において位置付けること。

2 就労支援を担当する職員の配置

就労支援及び卒業後の切れ目ない支援の充実のため、就労支援を担当する教員以外の職員を配置できるよう財政措置を講じること。

3 高度な医療的ケアに関する指針の策定

人工呼吸器療法等の高度な医療的ケアに関する、都道府県の具体的なガイドラインの参考となる指針を策定すること。

【提案理由等】

公立学校では医療的ケアの対象者が増加するとともに、特別支援学校においては、地域の小・中学校等への巡回相談等、地域のセンター的機能のニーズが極めて高くなっており、加えて就労支援の充実も求められている。

- 1 本県では、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理職に、特別免許状等を授与し、教員として任用している。今後は、インクルーシブ教育の推進に向け、特別支援学校以外の多様な学びの場においても、医療的ケアや地域のセンター的機能による支援の一層の充実・強化が必要である。学校教育法施行規則で学校職員と位置付けられた医療的ケア看護職員については、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法において位置付けるとともに、特別支援学校においては作業療法士、理学療法士等の専門職を学校教育法等に位置付け、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法において位置付ける必要がある。

また、市町村では、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、小・中学校における医療的ケアの体制整備が求められているが、医療的ケア看護職員の配置が財政的負担になっているため、国が責任をもって財政措置する必要がある。

- 2 本県では、就労支援及び卒業後の切れ目ない支援のため、障がい者雇用に精通した人材を社会自立支援員として任用している。今後、更に就労支援を促進するとともに、医療、福祉、労働等の関係機関との連携強化を図り、地域のセンターとしての役割を果たすことが必要であることから、就労支援を担当する教員以外の職員を配置できるよう財政措置が必要である。
- 3 人工呼吸器療法等の高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒が、学校において安全に学習できる環境をつくるための体制を整える必要がある。

(神奈川県担当課：教育局特別支援教育課、子ども教育支援課)

【提案項目】

全国学力・学習状況調査は、平成19年度から3年間の悉皆調査として実施された後、平成22年度から抽出調査に切り替えて実施された。その後、平成25年度からは、対象学年の全児童・生徒を対象とした悉皆調査が実施されている。今後、この調査のより一層の活用を図るため、次の措置を講じること。

1 悉皆調査の継続的な実施

児童・生徒一人ひとりの学力を把握し、今後の学力向上の取組に調査結果を活用するために、全国学力・学習状況調査を悉皆調査として継続して実施すること。

2 ICTを活用した調査の推進

ICTを活用した調査の実施に向けては、GIGAスクール構想により整備された学校のICT環境を地方自治体が今後も維持・管理並びに更新し、学校現場での円滑な調査の実施を支援できるよう、地方自治体に生じる負担について国が責任をもって財政措置を講じること。

3 児童・生徒の多様なニーズに応じた適切な配慮

調査問題の作成に当たっては、点字、拡大文字、ルビ振り等に加え、ユニバーサルデザインフォントを活用するなど、多様なニーズに応じた適切な配慮を行うこと。

【提案理由等】

平成19年度から悉皆調査で実施されてきた全国学力・学習状況調査において、各教育委員会及び各学校は、調査結果を十分に活用し自らの取組を把握・検証するとともに、児童・生徒一人ひとりの学習状況の改善を図り、教員の授業改善や指導方法の工夫・改善に努めてきた。

その中で、平成22年度から平成24年度まで実施された抽出調査においては、市町村や学校ごとの詳細な状況把握及び分析等には活かしにくいという課題が見られた。

そこで、これまでの悉皆調査での成果を踏まえ、国の責務として必要な財源を確保し、継続的に悉皆調査を実施することを強く提案する。

また、各地方自治体や学校、児童・生徒が、本調査の結果と分析を教育活動や学習に更に活かしていくためには、本調査のCBT化（Computer Based Testing）を推進していくことが、結果提供の迅速化、つまずきの把握による多角的な分析や地方自治体独自調査との連携等の点で有効と考えている。

令和9年度からCBT調査に完全移行する予定だが、このICTを活用した調査の推進に当たっては、ICT環境等の差がCBTで実施する調査の公平性に影響を与えることがないように、各市町村立学校のICT環境の維持、管理並びに更新及び学校現場での調査実施に係る支援を行うことが、国の責務と考える。

さらに、本調査においては、点字、拡大文字、ルビ振り等、一人ひとりの特性に配慮した対応がなされているが、すべての児童・生徒が最大限の力を発揮できるよう、誰にでも読み取りやすいユニバーサルデザインフォントを用いての問題作成を提案する。

Ⅱ-11 学力向上を目的とした学校教育活動支援の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

教育支援体制整備事業費補助金による学校教育活動支援について、十分な予算を国として確実に確保し、地方自治体が必要とする国庫補助額を交付するとともに、多様な地域人材を確保するためにも、可能な限り早期に内示すること。

【提案理由等】

教育支援体制整備事業費補助金は、進路指導・キャリア教育、就職支援、学校生活適応支援などの事業を補助するものであり、本県では、「かながわハイスクール人材バンク事業」という高等学校等における学校教育支援事業や、県域の小・中学校における学校生活支援のための支援員配置事業において有効活用している。

令和8年度の学習指導員等の配置に係る補助額は前年度から大きく減少し、国庫補助希望額に対する交付決定額は2割を切っているため、スタッフや支援員の雇用及び配置時間の確保に支障をきたしている。多様な児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援を充実するための人材の確保は必要不可欠であることから、国は地方自治体に負担を強いることのないよう必要な予算を確実に確保し、地方自治体が必要とする国庫補助額を交付する必要がある。

また、経験豊富で生徒の学力向上に資する地域人材等を確保するために、可能な限り早期の内示が必要である。

Ⅱ-12 学校給食費の抜本的な負担軽減制度に関する見直し

提出先 文部科学省

【提案項目】

令和8年4月から、公立の小学校段階の給食費についての抜本的な負担軽減が制度化されたが、保護者負担軽減を図りつつ、栄養バランスや量を維持した学校給食を今後も安定して提供するために次の措置を講じること。

1 基準額の設定

基準額の設定に当たっては、地産地消等に取り組む地方の実情、給食の質の確保及び近年の物価高騰等の観点を踏まえ、毎年必ず実際の給食費を調査した上で適切な額を設定すること。

2 安定財源の確保

本制度は本来、国の責任において全国一律に実施すべき性質のものであり、実質的に事業の実施の要否を都道府県が判断する余地がない状況に鑑み、本制度の実施に要する経費については、全額を国で恒久的に交付金により財政措置すること。

【提案理由等】

- 1 令和8年度の基準額については、令和5年の学校給食実施状況等調査における給食費平均額（月額）に、近年の物価動向を加味して設定され、小学校に在籍する児童一人当たり月額5,200円、特別支援学校小学部に在籍する児童一人当たり月額6,200円となっているが、そもそも令和5年の学校給食実施状況等調査では、給食費のうち保護者負担額のみを対象とし、多くの自治体で行っている物価高騰に対する補助等の自治体負担分については加味されていない場合があり、実際の給食費とは乖離がある。

また、近年の物価高騰が続いている中で、3年前の調査の結果から基準額を算出するのは現実的でない。

実際に、令和8年度の本県の県立特別支援学校小学部の児童一人当たりの給食費月額は平均7,157円であり、基準額を超過している状況である。

以上のことから、基準額については毎年必ず実際の給食費を調査した上で適切な額を設定するべきである。

- 2 本制度は都道府県が実施主体であり、地方における安定的な財源の確保を前提に1/2の費用負担をすることとなっているが、本来、国の責任において全国一律に実施すべき性質のものであり、本制度の実施に要する経費により都道府県財政に影響が生じないよう、全額を国で恒久的に交付金により財政措置すること。

Ⅱ-13 子どもの不登校等に対応した取組の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

様々な困難を抱える子どもに対する取組の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置

- (1) 子どもの問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を行うため、学校教育法施行規則で学校職員と位置付けられたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法に位置付けること。
- (2) 定数措置が実現されるまでの当面の措置として、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に係る国庫補助率（現行：3分の1）を引き上げること。また、安定的な配置の観点から、各都道府県教育委員会が必要とする国庫補助額を交付するとともに、内示時期を大幅に早期化すること。さらに、公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、補助対象の拡充を図ること。

2 校内教育支援センターの設置・運営に係る財政措置

不登校等の子どもに対するきめ細かな支援を行うため、校内教育支援センターの更なる設置促進に向けて、支援員の人件費をはじめ、設置・運営に係る十分な財政措置を講じること。

3 教育支援センターへの専任教員の配置等

- (1) 不登校の子どもの将来の社会的自立や教育機会の確保のため、教育支援センターに配置される専任教員について義務標準法において算定すること。
- (2) 教育支援センターを地域の総合的な不登校対策の拠点とし、不登校の子どもや保護者への支援の充実を図るため、必要な財政措置を講じること。

4 学びの多様化学校に係る教職員定数の充実

誰一人取り残されない学びの保障のため、学びの多様化学校への教職員の配置基準を見直すこと。

【提案理由等】

- 1 子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、貧困やヤングケアラーなどの新たな課題が顕在化し、児童・生徒の自殺者が増加傾向にあるなど、課題が深刻化している。

そうした中、学校において、子どもの抱える困難を早期に発見し、そのニーズに適切に対応していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門人材の配置が不可欠である。

平成29年度の学校教育法施行規則の改正により、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、学校職員に位置付けられたことから、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法に位置付け、国が責任をもって財政措置する必要がある。なお、困難を抱える

子どもへの対応は猶予がないことから、定数措置が実現されるまでの当面の措置として、国庫補助率を引き上げるなど、更なる財政措置を講じる必要がある。

さらに、国の補助金額の内示については、本県の採用・配置計画に大きな影響を及ぼすものであるにもかかわらず、事業実施直前の3月末にならないと国から通知されないため、内示時期を大幅に早期化する必要がある。

加えて、公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、スクールカウンセラー等活用事業実施要領により、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安に補助するとされている。国庫補助の対象とならないなど国の支援が十分ではないため、本県では必要な人員を配置することができていないことから、補助対象の拡充が必要である。

- 2 公立小・中学校における校内教育支援センターの設置を促進するため、支援員の人件費等について、令和7年度より新たな国庫補助が創設されたが、本県の国庫補助希望額に対する内定額は令和8年度実績で6割を切っているため、希望するすべての市町村が校内教育支援センターを設置し、その運営ができるよう、補助を拡充する必要がある。

- 3 不登校の子どもの将来の社会的自立や教育機会の確保のため、専門的な知識・経験を持ち、子どもの在籍校と連携を図りながら、効果的な支援を行うことのできる専任教員を教育支援センターに配置することが不可欠である。

また、教育支援センターの設置及び機能の充実を促進し、総合的拠点機能形成に向けた取組を推進していくための事業実施に向けて財政措置を講じる必要がある。

- 4 学びの多様化学校については、本県では令和4年度に分教室型を1校、令和7年度に分校型を1校開設し、不登校児童生徒の学びの場として重要な役割を果たしている。

学びの多様化学校で実施される特別な教育課程については、不登校児童・生徒の学習状況に合わせた少人数指導、習熟度別指導、一人ひとりの実態に即した支援、学校外の学習プログラムの積極的な活用などの学習上の工夫が求められているが、教職員の配置基準については、通常の学級と同様に義務標準法による配置となっており、不登校児童生徒の意思を十分に尊重した、個々の児童生徒の状況に応じた支援を実施することが困難な状況である。

そのため、学びの多様化学校のいかなる設置形態においても、手厚い支援ができるよう、加配定数の充実や義務標準法の改正による、教職員定数の改善が必要である。

神奈川県公立小・中学校における不登校の児童・生徒数の推移

	小学校			中学校			合計		
	全児童数	不登校の児童数	発生率	全生徒数	不登校の生徒数	発生率	全児童・生徒数	不登校の児童・生徒数	発生率
27年度	454,730	2,319	0.51%	209,696	6,617	3.16%	664,426	8,936	1.34%
28年度	451,751	2,765	0.61%	208,032	7,652	3.68%	659,783	10,417	1.58%
29年度	450,878	3,222	0.71%	205,144	8,488	4.14%	656,022	11,710	1.79%
30年度	450,520	3,739	0.83%	201,147	8,855	4.40%	651,667	12,594	1.93%
31年度	448,188	4,578	1.02%	199,482	9,570	4.80%	647,670	14,148	2.18%
R2年度	443,921	5,126	1.15%	200,541	9,141	4.56%	644,462	14,267	2.21%
R3年度	440,376	6,267	1.42%	202,403	10,389	5.13%	642,779	16,656	2.59%
R4年度	436,831	7,987	1.83%	201,467	12,336	6.12%	638,298	20,323	3.18%
R5年度	430,261	9,590	2.23%	199,669	14,039	7.03%	629,930	23,629	3.75%
R6年度	423,810	10,192	2.40%	197,463	14,058	7.12%	621,273	24,250	3.90%

(神奈川県担当課：教育局子ども教育支援課、学校支援課、教職員人事課)

Ⅱ-14 いじめ問題再調査に関するガイドラインの策定

提出先 文部科学省

【提案項目】

いじめ防止対策推進法第30条第2項及び31条第2項に基づく再調査の要否判断の標準的な実施方法、詳細な判断基準や具体的な事例を示すこと。

また、再調査を実施することとなった場合において、標準的な調査報告書の記載事項、学校、学校設置者及び調査組織の再調査への協力努力を具体的に示すこと。

【提案理由等】

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態に関するガイドライン」は、学校又は学校設置者が行ういじめ重大事態調査の実施方法については詳細に定められているが、学校等が作成したいじめ重大事態調査報告書に基づき首長が実施する再調査に関する記述は少なく、要否判断を行うのに十分な説明がされているとはいえない。

本県では、いじめ重大事態の報告件数が増加傾向で、再調査の要否判断の機会は増えており、今後も様々なケースの報告があると想定されることから、再調査の要否判断の標準的な実施方法等をガイドラインなどとして示していただきたい。

また、基本方針やガイドラインには、再調査報告書の標準的な記載事項が示されていないことから、再調査報告書の作成に苦慮している。さらに、再調査にあたっては、学校や学校設置者、学校等が設置する調査組織の協力が必要不可欠だが、資料提供等にすぐに応じてもらえないことがあった。

再調査の業務が円滑に進められるよう、調査報告書の標準的な記載事項を定めるほか、学校等の再調査への協力についても、規定することが必要である。

Ⅱ-15 働き方改革の推進をはじめとした教職員定数の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

教職員定数の充実に向け、次の措置を講じること。

1 働き方改革の実現及び教育の質の向上に向けた教職員定数の改善

教員の多忙化の解消と魅力的で持続可能な勤務環境の整備、学校が抱える複雑多岐にわたる課題の解消及びきめ細かで質の高い教育の実現のため、各学校種における教職員定数の改善を図ること。

【小・中学校】

- (1) 義務標準法に規定する「乗ずる数」の見直し
- (2) 基礎定数化された定数の算定基準の引き下げ

【高等学校】

- (1) 高校標準法に規定する「生徒の収容定員による課程の規模の区分」の見直し

【特別支援学校】

- (1) 義務標準法に規定する「学級編制の標準」の見直し

【全校種共通】

- (1) 加配定数の維持・改善
- (2) 新たな教職員定数改善計画の策定

2 公立高等学校における技術職員等の定数措置

- (1) 公立高等学校の水産に関する専門教育を主とする学科では、漁業実習のために実習船を保有しており、技術職員を雇用する必要がある。そこで、高校標準法において定数として算定されるようにするとともに、福祉科の実習授業を充実させるため、福祉に関する学科を置くすべての公立高等学校に実習助手を配置できるよう措置を講じること。
- (2) 通信制課程において、心身の健康に問題を持つ生徒の指導等を担うことができる養護教諭を配置できるよう措置を講じること。
- (3) 公立高等学校の養護教諭及び実習助手の定数についても、非常勤の講師の数に換算できるよう高校標準法を改正すること。

3 支援スタッフの更なる配置拡充

- (1) 子ども達のニーズが多様化する中、教員の負担軽減のため、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）について、本県の要望しているすべての公立学校への常勤化が実現するまでの間、当面の措置として、配置時間を拡充すること。
- (2) 学校管理職の負担軽減のため、教頭マネジメント支援員をすべての公立学校に配置できるよう拡充を図ること。

【提案理由等】

- 1 令和4年度に実施した県立学校及び県所管の市町村立学校教員の勤務実態調査の結果、前回調査時と比較し在校等時間等に改善傾向が見られるものの、依然として本県における教員

の長時間勤務の深刻な実態は改善に至っておらず、改善のためには地方自治体による取組や学校現場における業務改善の努力だけでは限界があることから、教職員定数の改善が不可欠である。

また、深刻化するいじめや不登校などのさまざまな教育問題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、教職員定数の改善が不可欠である。

【小・中学校】

- (1) 小・中学校における教諭等の数は義務標準法において、学校規模ごとの学級総数に一定の数を乗じた数の合計と定められているが、現行の乗ずる数では勤務時間内で業務を終えるための十分な教員数を配置できず、また、市町村が弾力的な学級編制等、個々の状況に応じた自主的、主体的な定数配置を行うための十分な教員数の配置もできない。そのため、基礎定数内での教員配置数を拡大する必要がある。
- (2) 新採用教員への支援及び個に応じた教育の充実のため、義務標準法の改正により基礎定数化された初任者研修担当教員、通級指導教室担当教員及び国際教室担当教員定数の算定基準を引き下げ、配置定数を拡充する必要がある。

【高等学校】

- (1) 高等学校の学級編制について、本県では、不登校や学力不振など小中学校時代に十分な力を発揮できなかった生徒に対して、これまで以上に学習意欲を高める取組を行う、1学級30人のクリエイティブスクールを設置するなど、特色ある教育活動を実施している。

このような時代に合わせた柔軟な学級編制が現場から求められている一方、現行の高校標準法においては、生徒の収容定員による課程の規模の区分が40人学級を基準としているため、十分な教員数を配置することができない。昨今のニーズに合わせた多様な教育の推進を支えるためにも、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるように高校標準法の規定を見直す必要がある。

【特別支援学校】

- (1) 特別支援学校に在籍する児童生徒の障害は重度重複化しており、特に複数の障害教育部門を併置する学校や医療的ケア児の増加により、現場には多様かつ高度な対応が求められている。一方で、現行の一律的な学級編制基準では、これらのニーズに柔軟に対応することが難しく、教職員の業務負担が大きくなっている。

教育の質を確保しつつ、教職員の適切な配置を実現するためには、医療的ケアや強度行動障害を有する児童生徒が在籍する学級の規模を柔軟に設定できるようにする等、障害種別や状況に応じた弾力的な学級編制が可能となるように、義務標準法に規定する学級編制の標準を見直す必要がある。

【全校種共通】

- (1) 教職員の負担軽減及び教育の質の向上のためには、特別支援教育コーディネーター加配や、小学校教科担任制担当教員加配、小学校英語専科担当教員加配、高等学校における産育休による前倒し加配等を拡充する必要がある。

また、小・中学校については、平成16年度の法改正により、指導方法工夫改善加配を活用し、少人数学級を実施できるようになったが、令和3年度からの小学校35人学級の推進、令和4年度からの小学校教科担任制の推進のために、指導方法工夫改善加配からの定数の振替が行われている。令和8年度から中学校における35人学級に向けた定数改善が開始されているが、既存の加配定数をこれらに振り替えることなく、加配定数の維持・改善を図り、習熟度別の少人数指導や少人数学級など、個に応じた教育を後退させないようにする必要がある。

- (2) 組織として様々な課題に対応するためには、中長期的な基礎定数の見通しに裏付けられた計画的・安定的な教職員人事を実現する必要があるため、引き続き、中長期的な定数改善計画を策定する必要がある。

- 2 本県では、大型実習船による長期航海を実施するなど、将来の水産業を担う中堅技術者の養成を行っている。さらに、実習船という性格上、任用する技術職員は技術面だけでなく、生徒指導の面でも卓越した資質を有することが望まれる。そのため、実践的技術や知識を持

つ指導者として高い資質を備えた人材を確保するためにも、高校標準法で定数算定されることが必要である。

また、福祉科においては、実習助手の配置は実習指導を充実させるため必要であることから、高校標準法で定数算定されるべきである。

本県では単独通信制の学校を有している。心身の健康に課題のある生徒の指導及び保健指導等を担う養護教諭が全日制、定時制課程同様、通信制課程にも必要であることから、通信制課程の養護教諭も高校標準法で定数算定されるべきである。

現在の高校標準法では、教諭等の数についてのみ非常勤の講師への換算が可能となっているが、養護教諭及び実習助手についても換算を可能とし、複数配置等を推進できるよう高校標準法を改正する必要がある。

3 教員の働き方改革を推進し、持続可能な環境整備を進めるためには、教員の負担軽減を図る支援スタッフの拡充も不可欠である。

特に、ニーズの多様化する児童・生徒への対応や休み時間の見守り、給食の準備や片付け等の支援が課題となっており、スクール・サポート・スタッフの配置時間を拡充する必要がある。

副校長や教頭については、業務が年々肥大化し、令和4年度勤務実態調査でも、在校等時間が最も長時間となっている実態を踏まえると、現在の教頭マネジメント支援員の配置状況は十分とは言えず、すべての公立学校に配置できるよう拡充が必要である。

Ⅱ-16 教職員の心身の健康維持における支援の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

教職員の心身の健康維持を図るには、すべての学校において、ストレスチェックの実施や医師の面接指導、相談体制等、教職員のメンタルヘルス対策の充実を図ることが重要である。

そのため、市町村立学校も含めたすべての公立学校において、産業医や保健師などの産業保健を担当する職員の配置を行うなど、必要な人的措置及び財政措置を講じること。

【提案理由等】

労働安全衛生法では、労働安全衛生管理体制の整備の観点から、学校の設置者が講じるべき措置が定められているが、学校の規模に関係なくすべての学校において、定期健康診断とその結果に基づく事後措置が義務付けられている。さらに、従来から義務付けられていた教職員が50人以上の学校のみならず、令和7年5月の法改正により、これまで努力義務であった教職員が50人未満の学校についてもストレスチェックの実施が義務付けられた（教職員が50人未満の学校のストレスチェックの実施の義務化については、令和7年5月の改正法公布後3年以内に政令で定める日の施行とされている）。

これに加えて、教職員が50人以上の学校においては、衛生委員会の設置、産業医や衛生管理者の選任が義務付けられている。

また、令和6年8月に出された中央教育審議会答申では、校長等の管理職によるマネジメント機能の強化や時間外在校等時間の縮減とともに、教師のメンタルヘルス対策や労働安全衛生管理体制の整備の徹底が強く求められている。

そうした中で、公立学校教職員の人事行政状況調査によると、教職員の精神疾患による病気休職者数は、令和5年度まで3年連続で過去最多を更新し、令和6年度も7,087人と高止まりの状態が続いており、教職員のメンタルヘルス対策の必要性はより一層高まっている。

こうしたことから、市町村立学校も含めたすべての公立学校において、ストレスチェックの実施や医師の面接指導、相談体制等、教職員のメンタルヘルス対策の充実を図ることが重要であり、実効的な対策となるよう、産業医や保健師などの産業保健を担当する職員の配置等、十分な人的措置及び財政措置を講じることが必要である。

(神奈川県担当課：教育局厚生課)

Ⅱ-17 空調設備の整備への支援の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

生徒の学習環境を改善するため、空調設備の整備について、次の措置を講じること。

1 空調設備の設置・更新への補助制度の拡充

学校施設環境改善交付金において、小・中学校、特別支援学校等と同様、高等学校等の体育館等への空調設備の設置・更新についても、補助制度の対象とすること。

また、リース方式による空調設備の設置・更新についても、補助制度の対象とすること。

2 空調設備に係る光熱費への地方財政措置

空調設備の整備により光熱費が増加することから、小・中学校、特別支援学校の体育館等と同様に、高等学校等の光熱費についても地方財政措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 学校施設環境改善交付金では、避難所となる小・中学校等の屋内運動場を対象としているが、避難所に指定されている高等学校等の屋内運動場も災害時に住民の避難先となる施設であり、避難所機能強化の重要性は学校種によって差異が生じるものではないことから、高等学校等の屋内運動場についても交付金の対象とすることが必要である。

また、多様な整備手法が選択できるよう、現在補助対象となっていないリース方式による空調設備の設置・更新についても、学校種を問わず補助制度の対象とすることが必要である。

- 2 近年、熱中症対策などから、教室への空調設備の整備が進み、燃料価格等の高騰の影響もあり、公立高校の光熱費及び保守経費が特に増加している。

空調設備は、生徒の学習環境には欠かせないものであり、その経費の負担を授業料へ転嫁することは困難である。

令和7年度地方財政措置により、小・中学校・特別支援学校の体育館等の空調設備に必要な光熱費については、新たに地方交付税措置が講じられたが、高等学校等は対象から外されている。

光熱費の増加は地方自治体にとって大きな負担となっていることから、小・中学校、特別支援学校の体育館等と同様に、高等学校等の光熱費についても地方財政措置を講じる必要がある。

【提案項目】

幼児・児童・生徒の安全や快適な教育環境を保持するため、施設整備に係る次の措置を講じること。

1 施設整備事業に係る補助制度の拡充

少人数学級を実施するための学校施設の改修など、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等に係る新增改築、大規模改修、地震防災対策等の施設整備事業については、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じるとともに、補助制度の拡充を図ること。

2 高等学校等の施設整備への財政支援

老朽化が進んでいる校舎の長寿命化改修、改築に加え、既存校舎のバリアフリー化の推進や断熱性確保等教育環境の改善を図るため、高等学校等において必要となる各種施設整備事業について、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等と同様に「学校施設環境改善交付金」の対象に含める等の財政支援を行うこと。

【提案理由等】

- 1 設置者の計画事業を円滑に実施するためには、申請したすべての事業について採択されることが重要であることから、国において、当初予算で十分な財源を確保することが必要である。

また、学校施設の老朽化に伴う中小規模の改修や予防改修事業における内部改修工事は、国庫補助の対象とはなっていないことから、補助対象の拡充や補助要件の緩和が必要である。

さらに、校舎等整備に要する経費と国の補助単価に基づき算定する経費には乖離があり、設置者である市町村に多額の経費負担が生じていることから、補助率及び補助単価の引上げが必要である。

- 2 近年、昭和40年代後半から50年代にかけて多く建設された学校施設が一斉に更新時期を迎えつつあるとともに、既存の校舎についても、障害の有無等に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるインクルーシブな環境整備や、学校施設における快適で健康的な温熱環境の確保、脱炭素化の推進等が求められている。

こうした状況を踏まえ、学校種の区別なく、すべての児童生徒が支障なく、安全で快適な学校生活を送ることができるよう、教育環境を整備していく必要がある。

そのため、高等学校等における老朽化した建物の改修・改築工事やエレベーターの設置などのバリアフリー化工事、断熱性確保工事等について「学校施設環境改善交付金」の対象に含める等、補助制度の拡充が必要である。

Ⅱ-19 教員の障害者雇用促進等に係る総合的な環境整備

提出先 文部科学省

【提案項目】

総合的な環境整備を通して教員の障害者雇用促進等につなげるため、次の措置を講じること。

- 1 教員としての就労を志望する障害のある学生を支援する仕組みづくり
 - (1) 障害者が教員を目指す上での課題について実態把握を進めるとともに、教員養成課程を有する大学等に対して、障害者を積極的に受け入れるよう働きかけること。
 - (2) 障害の特性に合わせた教材開発や教育実習プログラムの研究・開発、教育実習時の受入れ体制の整備等、必要な支援制度を創設すること。
- 2 精神障害者である短時間勤務職員に係る特例について、令和9年度以降も制度を継続すること。
- 3 これらの要望に対する措置が困難である場合は、令和6年度から行われている障害者雇用制度の改正に伴う、教育委員会における法定雇用率の引上げ、及び除外率について見直すこと。
- 4 障害の有無にかかわらず、児童・生徒の快適な学校生活や職員の働きやすい職場を実現する環境整備への支援
 - (1) 障害のある教員の校務等を支援・補助するための人的措置を講じること。
 - (2) 学校施設等のバリアフリー化等の改善に向け、財政支援を行うこと。

【提案理由等】

国が発表した令和7年6月1日時点の全国の都道府県教育委員会における障害者雇用率は、47機関中33機関が未達成であることから、教員への障害者雇用の促進については全国的な課題があると考えられる。このような教育現場の実情を踏まえて、教員を志望する障害者が能力や適性を遺憾なく発揮できるよう、国の責務によって所要の措置を講じる必要がある。

1 教育委員会の職員は、免許資格職である教員が約9割を占めており、その採用の前提として教員免許の取得が必要であるが、大学等の教員養成機関での障害者の割合は決して多くないといった構造的な課題がある。このことから、教員としての就労を志望する障害のある学生を支援する仕組みを構築し、積極的に受入れを図っていく必要がある。

2 精神障害者は身体障害者や知的障害者に比べて職場定着率が低いという課題がある。一方で、精神障害者の職場定着率は、週20～30時間勤務において最も高く、この時間数での就業形態が求められている。今後も、精神障害者の積極的な雇用の創出や定着を図るためには、短時間労働者の雇入れの継続が不可欠であることから、特例の継続が必要である。

- 3 令和6年度から障害者雇用制度の段階的な改正が行われているが、免許資格職である教員が教育委員会の職員の約9割を占める現状において、これらの要望内容が講じられない限り、制度改正後の法定雇用率の達成は極めて難しいことから、法定雇用率の引上げ及び除外率について見直しが必要である。
- 4 教育現場における障害者が働きやすい環境の整備は、いまだ十分とは言えず、校務等、授業を行う際の支援や災害時の児童・生徒の安全確保等を担うための補助を担当する人的措置や、学校施設等のバリアフリー化等施設の早急な改善が必要とされており、そのために十分な財政措置が必要である。

Ⅱ-20 障がいのある児童・生徒の通学支援の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

障がいのある児童・生徒の通学支援の充実のため、次の措置を講じること。

- 1 通学支援の充実に係る財政措置
障がいのある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向け、通学支援を充実させるために、必要な財政措置を講じること。
- 2 医療的ケアを必要とする児童・生徒の通学支援の充実
医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車することができない児童・生徒への通学支援のために、必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 本県では、原則、小・中学部の児童・生徒及び肢体不自由教育部門の高等部生徒をスクールバス乗車対象者としている。そのため、特別支援学校に在籍する児童・生徒のスクールバス乗車対象者の増加については、スクールバスを増車することにより、運行範囲の拡大や乗車時間の短縮に努めている。

高等部知的障害教育部門の生徒については、自立と社会参加を目指した自力通学を基本とするが、障がいの状態等を踏まえ、必要な通学支援を行うこととしており、令和2年度から路線バスにおける見守りを必要とする生徒がいる学校に通学支援員を配置する予算措置を講じている。

障がいのある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向けた取組のひとつとして、公共交通機関を利用した通学経験を積み重ねることは、児童・生徒の自信につながり、社会性の涵養を期待できることから、障がいの状態等に応じた支援体制が可能となるよう、通学支援員の配置について、財政措置が必要である。

- 2 また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の通学については、スクールバス運行中の医療的ケアの実施が、児童・生徒の体調管理や安全面での環境整備等により現状では難しい状況にあるため、保護者が自家用車で送迎するケースが多く、保護者の負担が大きい。

令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」においては、立法の目的の一つとして、「家族の離職の防止」が示されている。また、「学校の設置者は、医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずる」とされている。通学支援については、現在、車両に対する国からの補助はなく、通学支援の充実を図っていくためには、国による「切れ目ない支援体制整備充実事業」の中に「運行車両に対する支援」を新設し、十分な財政措置を講じる必要がある。

Ⅱ-21 特別支援学校整備の期間延長等

提出先 文部科学省

【提案項目】

特別支援学校について、教室数不足の解消や、人口増加に伴う地域的課題への対応等適切な教育環境を整備するために「学校施設環境改善交付金」の集中取組期間について延長措置及び対象事業を拡充すること。

【提案理由等】

本県では、特別支援教育における、これまでの施策や県内の児童・生徒数の推移等を踏まえながら、特別支援教育の推進を図るため、「特別支援学校の整備」「医療的ケアの充実」「県と市町村の役割分担と連携」を柱に、その施策の方向性を示す「かながわ特別支援教育推進指針」を策定した。

この指針の中で、「特別支援学校の整備」について、令和5年度に国が施行した特別支援学校の設置基準を踏まえ、教室数不足の解消や人口増加に伴う地域的課題への対応や地域の教育資源を生かした児童・生徒等の居住地に近い学校づくり、老朽化対策と施設・設備の充実等の観点から、各市町村教育委員会との連携・協働により、今後の施策の方向について示している。

現在、特別支援教育を必要とする子どもたちの増加や、障がいの重度・重複化、多様化等へ対応するため、地域ごとに個別の特別支援学校の整備計画を取りまとめ、進めているところである。

特別支援学校における教室数不足解消の集中取組期間として、「特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業」における「学校施設環境改善交付金」算定割合を1/3から1/2にする財政措置について、令和9年度までに期間が延長されたが、国の設置基準を踏まえて整備を進める必要があり、個別に策定する整備計画に基づく工事に着手するまでに期間を要し、令和9年度までに完了しない工事があることから、更なる期間の延長が必要である。

また、学校施設環境改善交付金の対象事業に高等部給食施設整備事業の追加など、拡充も必要である。

Ⅱ-22 特別支援教育就学奨励費の拡充

提出先 文部科学省、財務省

【提案項目】

特別支援学校への児童・生徒の就学による保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費について、次の措置を講じること。

1 特別支援教育就学奨励費補助金の予算確保

各都道府県が実施する補助事業に対し、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に基づき、必要な費用の2分の1の予算を国として確実に確保し、各都道府県が必要とする国庫補助額を交付すること。

2 物価高騰に伴う経費区分の限度額の引き上げ

学校教育に必要な不可欠な端末等の購入に際し、特別支援教育就学奨励費補助金における「ICT機器購入費」の限度額引き上げを行い、保護者負担の軽減を図ること。

【提案理由等】

1 令和7年における特別支援教育就学奨励費補助金の交付内定額は、本県の交付申請金額の約8割であり、超過費用は本県負担になっている。

また、本県では就学奨励費を四半期ごと支給しているが、国の交付内定額の確定は第4四半期以降となっている。入学時に就学に必要な経費が多く、毎月の通学に係る付添人の交通費等で多額な保護者負担が生じている特別支援学校の特性上、交付内定額の確定後に、予算の範囲内で申請額を抑制の上支給を行うのは、本制度の趣旨に悖るものであり、適切ではない。

このような状況を踏まえ、国は各都道府県に負担を強いることのないよう、必要な費用の2分の1の予算を確実に確保し、各都道府県が必要とする国庫補助額を交付する必要がある。

2 本県の県立特別支援学校高等部では、GIGAスクール構想に基づき、保護者負担を基本としながら、特別支援教育就学奨励費補助金を活用し1人1台端末の環境を実現している。

一方で、物価高騰など経済的な影響により、国の定める最低基準を満たす端末の購入が難しくなりつつある現状がある。学校教育に必要な不可欠な端末等の購入に際し、就学奨励費補助金の「ICT機器購入費」限度額の引上げを行い、保護者負担の軽減策を講じる必要がある。

Ⅱ-23 私立学校助成等の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼児教育に係る遊具等の整備に対する補助の確実な実施
幼児教育に不可欠である遊具等の整備について、財政支援の継続を図るとともに、予算措置後においても十分な額の補助を着実に実施すること。
- 5 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実
幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実とともに、十分な財源確保を図ること。
- 6 幼稚園特別支援教育経費の補助対象の拡充等
幼稚園特別支援教育経費は、幼児1人当たりの国庫補助単価を増額すること。
- 7 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 8 高等学校等就学支援金事務費交付金の改善等
交付金の配分方法を前年度末までに都道府県に示すこと。また、交付額の積算基準となる「受給資格者数」について、都道府県が実際に受給資格認定を行った者に限定することなく、不認定者を含め、都道府県が実際に審査を行った者の数を含めること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は15%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。

- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入しているが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 幼児教育における遊具等の整備は子どもの健全育成に欠かせないものであるので、国の補助の着実な実施が必要である。
- 5 預かり保育に対し支援策の一層の充実を図るため、十分な財源確保を図る必要がある。
- 6 幼稚園特別支援教育経費について、支援を必要とする幼児が増加している状況等を鑑み、幼児一人当たりの補助単価を増額する必要がある。
- 7 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改革が必要である。
- 8 本制度は、国が定める事務処理要領においては、年度当初より都道府県から学校設置者への事務委任が想定されているところ、交付金の配分方法は、9月下旬に国から通知されており、都道府県と学校設置者において、契約単価を確定することができず、事務上の支障となっている。
また、交付額の積算基準となる「受給資格者数」には、申請を行ったものの、所得制限により不認定となった者が含まれていないが、不認定となった者も、認定者と同様に審査・通知等の事務が発生しており、当該事務に係る事務費を勘案しないことに合理的な理由がないことから、不認定となった者についても「受給資格者数」に含める必要がある。

Ⅱ-24 高等学校等就学支援金制度の見直し

提出先 文部科学省

【提案項目】

高等学校等就学支援金制度について、保護者等の負担軽減や利便性向上を図るため、次の措置を講じること。

1 申請方法及び審査結果通知の見直し

所得制限の撤廃に伴い所得判定が不要となることから、申請は不要又は形式的なものとするなど、保護者等にとって負担がない簡便な方法とすること。

なお、引き続き申請を必要とする場合は、オンラインで審査結果を通知できるようにするなど、更なる職員の負担軽減や利便性向上を図ること。

2 遡りの認定（追給）の認容

すべての対象生徒が漏れなく受給できるよう、年度を越えた遡りの認定（追給）を認めること。

3 新しいタイプの通信制高校に係る支給限度額の見直し

多様なニーズに応える新しいタイプの通信制高校（「平日登校講座」科目の設置）について、支給限度額を引き上げること。

【提案理由等】

- 1 就学支援金は、保護者等からの申請を前提とした制度となっているが、所得制限の撤廃に伴い所得判定が不要となることから、申請は不要又は形式的なものとするなど、保護者等にとって負担がない簡便な方法とすべきである。

また、現状では、審査結果を郵送で通知することとなっているが、印刷、封入、発送作業等により職員の負担や通知の遅延につながっていることから、オンラインで審査結果を通知できる仕組みとするなど、更なる負担軽減と利便性向上を図る必要がある。

- 2 何らかの理由により就学支援金の申請ができなかった場合、現在の運用では、翌年度に申請しても前年度分は認定されず、本来は対象であるにもかかわらず受給できないケースがあることから、受給要件を満たしている場合は、その理由にかかわらず、時効の期限である5年間の追給を認める必要がある。

- 3 本県では、通信教育の特性を生かしながら、平日の昼間に登校して、きめ細かな指導により学習を進めることができる、新しいタイプの「平日登校講座」の科目を設けている。

この「平日登校講座」により履修する科目の授業料（700円/単位）は、生徒の享受するサービスや学校の負担等を踏まえ、標準的な通信制高校の授業料より高く設定しており、就学支援金の支給限度額（336円/単位）との差額（364円/単位）を県が負担している。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課、教育局財務課）

Ⅱ-25 高校生等奨学給付金の拡充とオンライン申請の導入等

提出先 文部科学省

【提案項目】

- 1 すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金の支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、子育て世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減すること。
- 2 本制度の実施に要する経費については、事務費も含め、全額国庫負担により実施すること。
- 3 申請者の利便性を考慮し、高等学校等就学支援金と同様にオンライン申請の導入を検討すること。
- 4 本制度を「生徒が在学する学校のある都道府県」に申請を行う制度とするなど、高等学校等就学支援金制度に合わせることを。

【提案理由等】

- 1 高校生等奨学給付金事業は、平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）」が施行されることに併せて、平成26年度から開始された国庫補助事業であり、令和7年度までは毎年支給単価が拡充されている。
さらに、支給対象はこれまで生活保護受給世帯又は都道府県民税及び市町村民税の所得割額の合算額が0円（非課税）である世帯に限定されていたが、令和8年度は中所得世帯まで拡大された。ただし、令和8年度の支給単価は据え置きとなり増額されていない。
そのため、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金の支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を更に拡大し、子育て世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減することが必要である。
- 2 本制度は都道府県の事業であるが、全都道府県が実施しており、実質的に事業の実施の可否を都道府県が判断する余地がない状況に鑑み、本制度の実施に要する経費については、事務費も含め、全額国庫負担により実施すべきである。
- 3 高校生等奨学給付金を申請するに当たって、申請者の利便性を考慮し、国主導となって高等学校等就学支援金事務処理システム（e-Shien）の申請と同様にオンライン申請の導入を検討すべきである。
- 4 本制度は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るものであり、授業料支援制度である高等学校等就学支援金と一体となり、保護者等に案内がされているが、申請先について、「保護者等が在住する都道府県」としている一方で、高等学校等就学支援金では「生徒が在学する学校のある都道府県」となっており、両制度で申請先の都道府県が異なっている。これにより、特に都道府県を跨いだ通学環境に置かれることが多い私学では、手続等が煩雑となっていることから、申請者にとってわかりやすい制度にするため、申請先を高等学校等就学支援金制度に合わせる必要がある。
(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課、教育局財務課)

Ⅱ-26 高等学校奨学金に係る機関保証制度の創設

提出先 文部科学省

【提案項目】

連帯保証人を選定できずに奨学金の申込みを断念する生徒を救済するため、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金で実施している機関保証制度を、都道府県の奨学金を受ける高等学校等の生徒も利用できるよう公益財団法人日本国際教育支援協会に対し、働きかけること。

【提案理由等】

近年、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金など給付型の就学支援制度が充実してきているが、貸付型の都道府県における高等学校奨学金制度が重要な就学支援策であることに変わりはない。

また、奨学金の貸付時における人的保証要件は不可欠であるが、経済的困窮度の高い人ほど、連帯保証人を選定することが困難な傾向があることから、連帯保証人を選定できずに奨学金の申込みを断念する生徒を救済するための「機関保証制度」が必要である。

しかし、その機関保証制度の実施主体には、低い保証料で継続的に安定して業務を実施することが求められ、都道府県単位で個別に調整することは困難である。

大学生等への支援事業を総合的に実施するため、平成16年4月に機構が設立され、併せて保証機関として公益財団法人日本国際教育支援協会が創設された。

この機構が実施する機関保証制度を日本育英会から事業を引き継いだ都道府県の奨学金を受ける者も利用できるように拡大する必要がある、そのためには、文部科学省から協会への働きかけが不可欠である。

Ⅱ-27 高校教育改革の推進

提出先 文部科学省

【提案項目】

「高校教育改革に関する基本方針」に基づく高校教育の充実に向けた支援について、都道府県が策定する「高等学校教育改革実行計画」を着実に実現するため、次の措置を講じること。

1 高校教育の充実に向けた財政支援

「高等学校教育改革交付金」（仮称）の創設にあたっては、必要となる予算を国の責任において恒久的に確保するとともに、制度の全体像を早急に示すこと。

当該交付金や「高等学校教育改革等推進事業債」の運用においては、都道府県の裁量により、高校教育全般に柔軟に活用できるものとする。

2 高校教育改革の推進に伴う人的措置

「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」における改革先導拠点校の取組等の実効性を担保するために、高校標準法第22条第5号に基づく教員の加配を措置すること。

【提案理由等】

いわゆる高校無償化に伴い、「高等学校等教育改革促進事業費補助金」や「高等学校教育改革等推進事業債」が創設され、都道府県が令和8年度中に策定する「高等学校教育改革実行計画」に基づき、令和9年度以降は国の「高等学校教育改革交付金」（仮称）による財政支援を行うことが検討されているが、国の財政支援制度が不透明で財政的な裏付けのない状況では、都道府県において国の財政支援を活用した取組内容を検討する上で、実現可能性を考慮した十分な説明責任を果たすことが困難である。

また、私立高校が一律で国費により授業料が補填されることなどを踏まえ、教育課程等の改革を必須の条件とした上で交付対象を絞ることなく、都道府県の裁量により、老朽化対策に向けた教育環境整備等、高校教育全般に柔軟に活用できる制度が必要である。

「高等学校教育改革実行計画」を実現するにあたっては、「高等学校教育改革交付金」（仮称）等による財政支援だけではなく、高校教育改革の現場となる改革先導拠点校等の人的体制整備が不可欠であることから、高校標準法第22条第5号に基づく教員の加配を措置すること。

Ⅱ-28 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続実施

提出先 文部科学省

【提案項目】

被災児童生徒就学支援等事業交付金について、東日本大震災で被災し、経済的理由により就学困難な児童・生徒の就学機会を確保するため、現在の国庫補助率（10／10）を維持した上で、今後も被災児童生徒就学支援等事業交付金を継続して実施すること。

【提案理由等】

東日本大震災が発生してから15年が経過した現在も、被災を起因とした経済的理由により就学困難な児童・生徒に対する就学支援等の事業を都道府県が実施し、必要とする経費を国が支援している。

政府は、令和7年6月20日閣議決定「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」において、令和3年度から令和7年度までの「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針を定めている。その中で、原子力災害被災地域の就学支援については、「支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する」こととし、地震・津波被災地域の被災した子どもに対する支援については、「復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのために真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応も行う」こととしている。

しかし、「第2期復興・創生期間」以降における対応として、通常の就学援助事業へ移行する等の措置がとられた場合、現在の地方自治体の厳しい財政状況では負担が大きい。そのため、地方自治体へ負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保し、補助率を減じることなく、事業を継続していくことが必要である。

被災を起因とした経済的理由により就学困難な児童・生徒が、未だ一定数在籍していることから、それらの児童・生徒が就学の機会を得て、安心して学ぶことができるよう、長期的な支援が必要である。

Ⅱ-29 国際バカロレア認定校支援制度の構築

提出先 文部科学省

【提案項目】

グローバル人材の育成に向けて、国際バカロレア認定校に係る支援を拡充するため、次の措置を講じること。

- 1 国際バカロレア認定校に係る費用の支援制度の構築
国際バカロレア認定校の維持に係る費用の支援制度の構築を実現すること。
- 2 国際バカロレア認定校における指導教員養成に係る支援制度の構築
国際バカロレア認定校における教育条件整備として必須である、国際バカロレア機構の定める研修を受講した指導者の確保と養成に向けた継続的な支援制度の構築を実現すること。
- 3 国際バカロレア認定校における生徒に対する経済的な支援制度の構築
国際バカロレアの教育プログラムを受ける生徒に対して、高額な輸入書籍をはじめとした学習教材費や国際バカロレア機構による統一試験の受験料など、経済的な負担を軽減させる支援制度の構築を実現すること。

【提案理由等】

社会のグローバル化が加速する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力、日本の文化や諸外国の文化への理解力を身に付けて、様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成する教育が求められている。国際バカロレア機構の定める教育プログラムは、生徒が将来、急速に進むグローバル社会を生き抜く上で、学び、そして働き続けるために必要な知性、人格、情緒、社会的なスキルを身に付けることができ、有益である。

国際バカロレア認定校の導入及びその維持には、教育プログラムの適切な実施に関する厳格な審査に合格する必要がある、その手続等に向けた支援制度の構築が強く望まれる。

国では、2021年6月に閣議決定された成長戦略2021において、国際バカロレア認定校を2020年までに200校以上とする目標を掲げ、2025年度末現在、認定校等は国内で265校となった。しかし、国際バカロレア認定校の維持には、国際バカロレア機構による審査、認定登録料、教育環境の整備、教員養成、教材、統一試験の受験料に対する、国による支援体制の構築が必要である。

【提案項目】

ICTを活用した学びの推進に向け、次の措置を講じること。

1 1人1台端末環境の維持と更なる充実

- (1) 公立小・中学校等において、持続的にICT機器が活用できるよう、予備機も含めた全台数の更新に必要な財政措置をすべて国の補助金によって講じること。さらに、機器の保守管理費用及び通信費、通信量増大に対応したネットワーク増強等の費用についても国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、端末の台数不足や価格高騰により入札が不調となった場合においても、オプトアウトを認めるとともに、調達時期が遅れたことにより発生する追加コストへの財政措置を講じること。

- (2) 学校教育法施行規則で学校職員と位置付けた情報通信技術支援員（ICT支援員）を定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法において位置付けること。

- (3) 「デジタルな形態を含む新たな教科書」の使用が開始される次期学習指導要領の全面実施までの間、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の趣旨を踏まえて、教科用図書代替教材として位置付けられている現行のデジタル教科書について、すべての教科で無償提供とし、全額を国庫負担とすること。また、使用に係るアカウントの紐づけ等管理について、学校や市町村教育委員会の負担軽減につながる仕組みを構築すること。

2 ICTを活用した学びの推進に向けた動画教材の作成及び配信

ICT端末を効果的に活用し、児童・生徒に必要な資質能力の育成を図るため、小学校第1学年から高等学校までの、すべての教科の体系的な動画教材等の作成及びオンデマンド方式で活用するための配信をすること。

3 県立高等学校等における1人1台端末環境の充実のための購入補助

現在、本県において保護者負担となっている1人1台端末の購入に際し、負担軽減のため、全額を国で恒久的に補助金により財政措置すること。

【提案理由等】

- 1 令和5年11月、GIGAスクール構想における1人1台端末の計画的な更新のため、基金の設置及び補助金の枠組みが示された。この枠組みでは、県及び市町村負担が生じることから、予備機も含めた全台数の更新に必要な財政措置をすべて国の補助金によって講じる必要がある。

また、共同調達による入札が不調になった場合においても、市町村負担が生じる懸念があることから、早期に調達手続きを進めるため、その共同調達に参加していた市町村のオプトアウトを認めるとともに、調達が遅れたことによる再リース費用等の財政措置を併せて講じる必要がある。次に、ICT支援員は、学校のICT環境整備3か年計画に基づいて地方財政措置されているため、現在は4校に1人の配置とされているが、教育活動等におけるICT

T活用を支援するために不可欠であることから、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法において位置付けること。

加えて、教科用図書代替教材として位置付けられている現行のデジタル教科書については、英語が全国一律で国から無償提供されているものの、それ以外の教科で無償提供されている、算数・数学は各都道府県5割～6割程度にとどまっている。「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立により、次期学習指導要領の全面実施に合わせて「デジタルな形態を含む新たな教科書」の使用が開始され、デジタル教科書も正式な教科書として無償提供されることとなったが、それまでの間、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の趣旨を踏まえて、デジタル教科書を国の全額負担によりすべての教科で無償提供とする必要がある。

また、デジタル教科書の使用に当たっては、国でアカウント設定・管理等の事務的負担の軽減に向けた議論が行われているところであるが、例えばアカウントの紐づけ作業等の管理について、その人的負担や費用負担は学校や市町村教育委員会が負っている現状があるため、国において、改めて使用手続きの簡素化や費用負担の軽減措置を講じる必要がある。

- 2 授業や家庭学習における動画教材等の活用は、不登校や病気療養、感染症対策等により学校に来られない児童・生徒を含め、すべての児童・生徒の学びを保障する一つのツールとして有効であると考ええる。現在も国のホームページにおいて、様々なオンライン教材が紹介されているが、教科や学年が一部に留まっているのが現状である。今後、各市町村教育委員会や学校において、更なるICT活用や独自の教材作成を進める上でも、その基盤となるよう国において、使用する教科書の違いにかかわらず、どの学校においても活用できる汎用性のある体系的な動画教材等を作成し、提供していく必要がある。

- 3 本県の県立高等学校及び中等教育学校（後期課程）においては、令和4年度入学生から新学習指導要領が実施され、情報活用能力や問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成がより一層求められることを踏まえ、保護者負担を基本として1人1台端末を導入している。

現在、1人1台端末の導入方法は都道府県によって異なっており、本県において保護者負担となっている1人1台端末の購入に際し、保護者の負担軽減のため、全額を国で恒久的に補助金により財政措置する必要がある。

提出先 文部科学省

【提案項目】

専門高校の設備整備を学校施設環境改善交付金の対象に含めるとともに、交付対象施設基準の拡充と補助率の引上げを図ること。

【提案理由等】

専門高校に整備されている施設設備は老朽化が激しく、十分な教育活動の展開に支障をきたしている。また、産業界における技術の進展と高度化は著しく、地方創生の観点や学習指導要領を踏まえて、将来の地域産業を担う専門高校の生徒が各専門分野で求められる技術・技能を身に付け、産業界の変化に対応できるよう新規施設設備も導入していく必要がある。

については、専門高校で学ぶ生徒の資質・能力の育成と技術・技能の習熟に必要な施設設備の充実を図るため、地方交付税措置の充実はもとより、専門高校の設備整備を学校施設環境改善交付金の対象に含めるとともに、地方自治体にとって活用しやすい制度となるよう、交付対象施設基準の拡充と補助率を引き上げる必要がある。

Ⅱ-32 栄養教諭等の配置基準の見直し

提出先 文部科学省

【提案項目】

小学校及び中学校における学校給食を安定的に実施するため、義務標準法に定める栄養教諭等の配置基準を見直すこと。

【提案理由等】

食に関する指導や学校給食のより一層の充実を図るために重要な、栄養教諭及び学校栄養職員（以下、「栄養教諭等」という。）の配置基準については、学校給食調理場に対して定められたまま、食育基本法施行以前の平成13年の義務標準法改正以降、見直しが行われていない。

本県は令和8年度から、これまでの学校栄養職員の採用から、栄養教諭の採用に切り替え、現職の学校栄養職員についても栄養教諭の免許状取得と速やかな任用替えを促進してきた。

しかし、少子化に伴う学校規模縮小により、給食単独実施校に1人配置となる基準（児童・生徒数550名以上）を割り込む学校が増加しており、配置に係る地方自治体負担の増加に加え、安定的な採用及び人材育成にも支障を来している。特に本県においては、児童数550名前後の小中学校数割合が全国に比して高く、少子化による影響を顕著に受ける構造となっている。

また、共同調理場による給食実施校においては、受配校数ではなく、児童・生徒の総数により配置基準が定められており、統合等による大規模化が進む中で、各学校へ配置することが困難な状況である。さらに、中学校の完全給食化に伴う、調理場を持たない方式による給食提供においては基準上配置が無く、児童・生徒数に対して地域により配置状況の格差が起きている。

国の第4次食育推進基本計画に「栄養教諭配置の地域による格差を解消すべく、より一層の配置を促進する」と記載のとおり、学校規模や給食の実施方法にかかわらず、栄養教諭等を各校に1名配置できるよう、義務標準法の配置基準を見直す必要がある。

児童数別の小中学校数割合（全国・神奈川県の対比）

	0～499人	500～599人	600人以上
全 国	14,219校 (78.3%)	1,576校 (8.7%)	2,369校 (13.0%)
神奈川県	202校 (62.7%)	37校 (11.5%)	83校 (25.8%)

※ 全国は令和7年度学校基本調査結果、神奈川県は教職員人事課集計

※ 神奈川県は政令市を除く数

給食単独実施校と栄養教諭等の義務標準法定数の状況（政令市を除く）

	給食単独実施校数			義務標準法定数
	550人以上校 (定数:1校あたり1)	549人以下校 (定数:4校あたり1)	計	
平成29年度	99校	150校	249校	138人
令和7年度	84校	153校	237校	124人
増減	△15校	+3校	△12校	△14人

（神奈川県担当課：教育局教職員人事課、保健体育課）

【提案項目】

義務教育諸学校の教科用図書の調査研究をより充実させるため、次の措置を講じること。

1 教科書見本の送付時期の早期化

調査研究期間を確保するため、教科書見本の市町村教育委員会等への送付時期を早めること。

2 教科用図書需要数の報告期限の適切な設定

教科用図書需要数の報告期限について、教科用図書採択の期限である8月31日から、とりまとめ作業に要する1か月以上の期間を確保した適切な時期に設定すること。

3 教科書の調査研究及び採択に係る負担軽減

「デジタルな形態を含む新たな教科書」の調査研究及び採択について、採択権者の過大な負担とならない仕組みを構築すること。

【提案理由等】

義務教育諸学校教科用図書について、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条の規定により、市町村教育委員会等は、翌年度に使用する教科用図書を8月31日までに採択することとされている。

各市町村教育委員会等が、採択に向け、より充実した調査研究を行うだけの期間を確保するためには、まず、例年4月末に到着する教科書見本について、送付時期を早める必要がある。

次に、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第14条の規定により、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会等からの需要数報告を受け、教科書需要集計一覧表を9月16日までに文部科学大臣に提出することとされている。また、一般図書については、法令の定めはないものの、文部科学省が各年度の通知で定める期日（9月30日）までに提出することが求められている。

需要数報告を行うために、本県では国公立の小学校、中学校、高校及び特別支援学校等合わせて約1,600校から提出される書類の受領、確認、集計作業を行う必要がある。確認作業において、時間をかけて多くの補正を行っている実情もあり、教科用図書採択期限（8月31日）から教科用図書需要数の報告期限（教科書9月16日、一般図書9月30日）までに遺漏なく事務処理を行うことは困難である。

そのため本県では、需要数のとりまとめ作業に1か月以上を要することから、市町村教育委員会等から県教育委員会への需要数の報告期限を8月31日より前倒しして設定している。全国の状況を見ても、前回の教科書採択替えの年度に実施された「令和5年度教科書採択関係状況調査」によると、都道府県教育委員会への需要数の報告期限について、約7割の都道府県が8月31日以前に設定している実態がある。

結果として、市町村教育委員会等は、政令が定める教科用図書採択期限よりも前倒しして採択をせざるを得ないことから、より調査研究を充実させるためには、教科用図書需要数の報告

期限を見直す必要がある。

さらに、教科書の調査研究及び採択については、採択権者において毎回多大な労力を要しているが、「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立により、「デジタルな形態を含む新たな教科書」が正式な教科書として位置付けられ、今後、次期学習指導要領の全面実施に向けて検定・採択の対象となることから、教育委員会における教科書採択が適切かつ円滑に実施されるよう、二次元バーコード先のコンテンツを含む調査研究の対象範囲を明確化する必要がある。また、採択対象外の内容等が採択に影響を及ぼさないよう、その方策について十分に検討する必要がある。併せて、調査研究及び採択の対象が紙とデジタルの両方になることから、採択権者の過大な負担とならないよう、十分な採択期間の確保や、事務手続きの簡略化を図る仕組みを構築する必要がある。

【提案項目】

義務教育水準の維持向上のために必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度について、次の措置を講じること。

1 地方の実情を踏まえた対象範囲の拡大及び教員の給与実態を反映した制度改革

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る義務教育制度の根幹をなす制度であり、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう、対象範囲を拡大するなど、早急に制度を改めること。

2 制度見直しの際に地方への負担転嫁とならない財政措置

義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への負担転嫁とならないよう、必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

1 不登校などの教育課題に対応するため、本県が独自に配置している教育支援センター（適応指導教室）担当教員の人件費については、義務教育費国庫負担金の算定対象外とされ、その費用は本県の負担となっている。

また、本県にとって大きな課題となっている児童・生徒支援分野（いじめ、暴力行為対策と不登校への対応）を専ら担当する充て指導主事については、国から配分される定数が充分でないため、一部を県単独で追加配置している。しかし、これらの教員等は、義務教育における喫緊の課題に対応するため必要不可欠であることから、義務教育費国庫負担金の対象とし、拡充を図る必要がある。

さらに、義務教育の教職員人件費については、義務教育費国庫負担金において国がその3分の1を負担することとなっているが、その算定上の国の給与単価は、公立学校職員の給与実態が反映されていないため、地方の実情が反映される算定方法に改め、国が十分に財政措置を講じる必要がある。

2 国においては、義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への負担転嫁とならないよう地方に必要な財政措置を講じることが重要である。

Ⅱ-35 外国につながるのある児童・生徒への支援の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

外国につながるのある児童・生徒への支援体制整備のため、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）について、地方自治体が必要とする国庫補助額を交付するとともに、国庫補助率（現行：3分の1）を引き上げるなど、更なる財政措置を講じること。

【提案理由等】

公立学校における日本語指導が必要な外国につながるのある児童・生徒数は年々増加し、児童・生徒の母語も多言語化していることから、学習支援員の配置や多言語翻訳ＩＣＴ機器の貸与等を行っているが、学校によっては十分に指導・支援を行うことが困難な状況となっている。

そのため、通訳や日本語指導を行う支援員を地域や学校の実情に応じて派遣することが必要不可欠であるが、本県の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）についての国庫補助希望額に対する交付決定額は令和８年度実績で６割を切っており、県及び市町村に財政負担が生じている。

そこで、日本語指導者の確保、日本語学習の支援や通訳派遣等の支援体制を整備するため、地方自治体が事業実施に必要な額を交付するとともに、更なる財政措置を講じる必要がある。

Ⅱ-36 大学生等の災害ボランティア活動への参加に係る実効性の確保

提出先 文部科学省

【提案項目】

大学生等の災害ボランティア活動への参加に対する、各大学等の学生への修学上の配慮を求める通知について、その実効性を確保するため具体的な運用例を示すこと。

また、災害からの復旧には年次を要することに鑑み、発災時のみならず、定期的に当該通知を発出すること。

【提案理由等】

大学生等の災害ボランティア活動について、文部科学省より、ボランティア活動を希望する学生への修学上の配慮やボランティア活動における安全管理の徹底等に関する指導について、各大学へ通知がなされている（令和6年1月22日付け通知）。

一方、必ずしも修学上の配慮が十分になされておらず、災害ボランティア活動に参加した学生が単位を修得できず不利益を被る事例も見受けられる。

ついては、修学上の配慮にあたり、ボランティア活動の実践を実習・演習等の一環として位置づけ、単位を授与している大学等の事例を紹介するなど、具体的な運用例を示すことで、通知内容の実効性を確保する必要がある。

また、災害からの復旧には年次を要することから、復興期間においても大学等に学生への修学上の配慮を促すため、当該通知を定期的に発出する必要がある。

Ⅱ-37 学校健診 P H R 導入推進のための補助の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

学校健診 P H R の取組を可能とする民間送達サービスと財政措置の拡充を図ること。

【提案理由等】

国が推進する統合型校務支援システムと連携した学校健診 P H R の導入は、児童生徒自身で健康情報が管理でき、それらの情報を医療機関に提示することで、適切な医療につなげるなどの効果が期待される。

国では、統合型校務支援システム等に記録・管理する際のデータについては「文部科学省教育データ標準 5.0」において示していると承知しているが、学校健診 P H R を活用していくためには、マイナポータルとの連携が必要である。学校健診 P H R を導入するにあたって、機能、利用方法、費用などから比較検討できることが望ましいがマイナポータルと連携できる民間送達サービスが現在一つしかない。

また、県立高校等では働き方改革の視点から統合型校務支援システムを活用することで、健康診断表の入力業務が簡素化されているが、学校健診 P H R の導入にあたってはデータの入力・点検・送付における正確性の確保や個人情報管理の安全性確保のため、事務負担は膨大なものとなる。

そこで、学校健診 P H R を導入するにあたって、学校や学校設置者が民間送達サービスを比較検討できるような環境を整えとともに、養護教諭等教職員の負担を軽減するための入力・点検業務の補助ができる人員配置予算についての財政措置を要望する。